

使用料の設定根拠が不明等であったもの

項目	(結果) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について
施設名	福岡市男女共同参画推進センター
	福岡市立少年科学文化会館
	福岡市健康づくりサポートセンター
	福岡市創業者育成施設
	福岡市ロボスクエア
	博多座
	福岡市美術館
	福岡市博物館
	福岡市油山市民の森
	花畑園芸公園
	福岡市市民リフレッシュ農園
	福岡市田園スポーツ広場
	福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター
	福岡市動植物園
	市営築港駐車場、市営大橋駐車場
	福岡市自転車駐車場
内容	<p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p>
項目	(結果) 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について
施設名	博多町家ふるさと館
	福岡市海づり公園
	博多港国際ターミナル
内容	<p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p>

項目	(意見) 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について
施設名	福岡市立今宿野外活動センター 福岡市社領スポーツ広場 福岡市立地区体育施設等 福岡市市民福祉プラザ 福岡市音楽・演劇練習場 福岡市民会館 福岡アジア美術館
内容	<p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p>
項目	(意見) 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について
施設名	福岡市海浜公園
内容	<p>閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できたが、利用料金上限額の設定根拠が明確とまではいえない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p>
項目	(意見) 条例等における利用料金及び減免内容等の設定について
施設名	福岡市コンベンション施設
内容	<p>過去の包括外部監査において、本施設の設置条例には利用料金の算定方法等は全く規定されていないとの指摘がある。現状においても措置未了であるが、次回の料金改定の時期を用途に条例の改正について検討が行われる予定である。</p> <p>コンベンション施設の特性を踏まえ柔軟な料金設定が可能になるように配慮をしたうえで、利用料金及び減免内容等の算定方法や上限枠が明確になるように条例改正を行うことが望ましい。</p>